

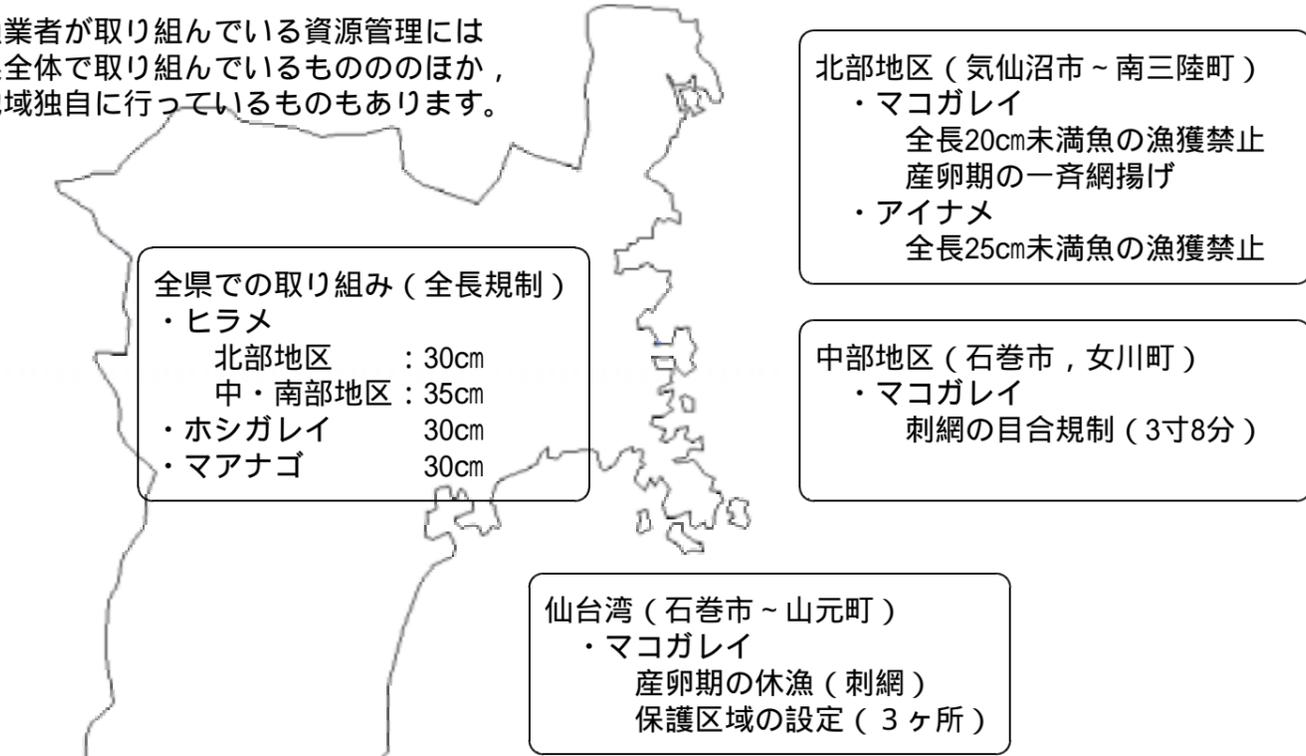
# 資源管理型漁業

海に住む魚介類は「水産資源」という言葉で表されます。この水産資源を私たちが末永く利用していくために獲る量などを管理することを「資源管理型漁業」といいます。

資源管理型漁業の取り組みには、さい魚を獲らないようにする体長規制や、産卵期の親を守る漁獲禁止期間などがあります。

## 宮城県の資源管理の取り組み

漁業者が取り組んでいる資源管理には、県全体で取り組んでいるもののほか、地域独自に行っているものもあります。



市場ではヒラメの大きさを確認しています

**小型魚保護の内容**

- 当面の対象魚
  - ヒラメ
  - ホシガレイ
- 保護のしかた
  - 魚の全長(頭の前から尾の先まで)30センチメートル未満のヒラメ・ホシガレイはとらない。
  - また、方が一とってでも可放流する。

## 資源管理に取り組んでいる代表的な魚種



ホシガレイ



アイナメ



マコガレイ

## TACによる資源管理

TACとは漁獲可能量（Total Allowable Catch）のことで、漁業によって魚が減らないよう、獲る量の目標値を設定し、漁獲量を管理する制度です。

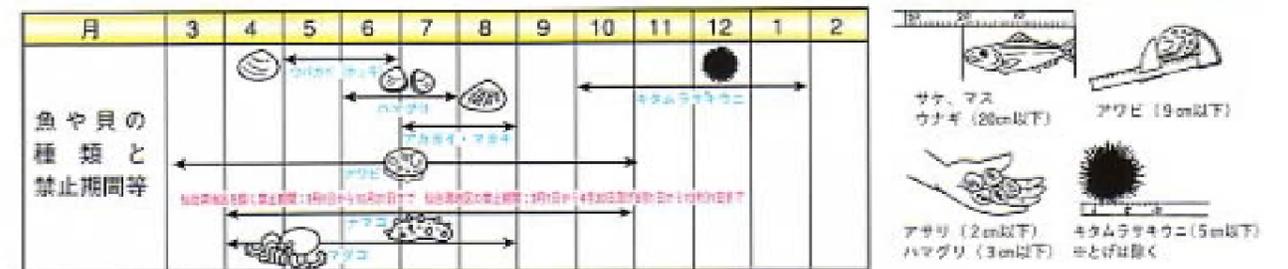
TACの対象となっている魚種は、サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニの7種類で、国が定めています。

宮城県でも、これらの魚種について、漁獲量をとりまとめ、適切に管理されるよう国に報告しています。



## 資源を守るための規制

重要な水産資源について、宮城県漁業調整規則でとってはいけない期間や、大きさを定めているものがあります。



### <用語>

**全長規制**：ある一定の大きさ以下の魚を獲らないようにする取り組みで、主に小型魚（子どもの時期の魚）を守るために行われています。

**目合い規制**：刺網の節（結び目）から節の間の長さを目合いといい、この間を大きくして小型魚がかからないようにする取り組みのことです。

